

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会職員の職務に専念する義務の免除に関する規則

平成 21 年 4 月 1 日

神社協規則第 5 号

(目的)

第 1 条 この規則は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）職員（本会事務局職員就業規則第 2 条第 1 項に規定する正職員及び同規則第 2 条第 2 項に規定する常勤職員）の職務に専念する義務の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務を免除する場合)

第 2 条 職員は、次の各号の 1 に該当する場合には、あらかじめ会長又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 会長が定める研修を受ける場合
- (2) 職員が市又は他の社会福祉協議会若しくはその職務と関連を有する公益に関する団体の事業又は事務に従事する場合
- (3) 職員が茨城社会福祉協議会職員連絡協議会の事業又は事務に従事する場合
- (4) 職員が本会又は本会以外のもので主催する講演会等において、本会の事業又は学術等に関し講演等を行う場合
- (5) 職員がその職務の遂行上必要な資格試験を受験する場合
- (6) その他会長が特別の事由があると認めた場合

(専念義務免除の申請)

第 3 条 職員が前条に規定する承認を受けようとする場合は、職務専念義務免除申請書（様式 1 号）によるものとする。

- 2 職員が災害その他緊急を要し、前項の手続を行う暇がないときには、口答によって所属長の承認を得ることができる。この場合は、職務専念の義務免除事由がなくなった後、直ちに前項の手続を行うものとする。

(委任)

第 4 条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第1号)

職務専念義務免除申請書

提出日 年 月 日

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会長 様

所属 _____

職名 _____

氏名 _____ (印)

下記のとおり職務に専念する義務の免除について承認願いたく申請します。

記

職務専念義務免除の内容(該当項目に)	1 研修を受ける 2 市又は他社協若しくは公益団体の事業又は事務に従事する 3 茨城社会福祉協議会職員連絡協議会の事業又は事務に従事する 4 本会又は本会以外の主催する講演会等において講演等を行う 5 職員がその職務の遂行上必要な資格試験を受験する場合 6 その他会長が特別の事由があると認めた場合(下欄に詳細を記載)
具体的理由(研修や事業の内容、開催地等)	
免除の期間	から まで(日間)
免除の時間	: から : まで
備考	

承認年月日	年 月 日
承認内容	承認しない 申請通り承認する 下記期間のみ承認する <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>

事務局長	次長	所属係長	総務